委員名簿

氏名	専門分野	現 職
岩澤 聡子	公衆衛生・リスク評価	防衛医科大学校 医学教育部医学科 衛生学公衆衛生学講座講師
熊谷 貴美代	大気汚染	群馬県衛生環境研究所 大気環境係長
菅田 誠治	シミュレーションモデル	国立研究開発法人国立環境研究所 地域環境保全領域 大気モデリング研究室室長
高橋 日出男	気候学	東京都立大学大学院都市環境科学研究科教授
畠山 史郎	大気化学	一般財団法人日本環境衛生センター アジア大気汚染研究センター所長

(50 音順·敬称略)

大気環境モニタリングに関する検討会設置要綱

平成22年6月30日 22環改大第263号 平成28年11月25日 28環改大第473号

(設置目的)

第1条 「大気汚染防止法第22条の規定に基づく大気の汚染の状況の常時監視に関する 事務の処理基準」の一部改正を踏まえ、東京都における大気汚染常時監視体制の整備等に ついて専門的な見地から学識経験者等の意見を聴くため、大気環境モニタリングに関する 検討会(以下「検討会」という。)を設置する。

(検討事項)

- 第2条 検討会は、次の各号に掲げる事項について調査、検討する。
 - 一 大気環境モニタリング結果の解析・評価に関すること。
 - 二 PM2. 5常時監視測定局の整備(配置計画、設置方法等)に関すること。
 - 三 常時監視測定局の測定項目に関すること。
 - 四 その他必要な事項

(構成)

- 第3条 検討会は、学識経験者等のうちから、環境局長が委嘱する委員5人以内をもって構成する。
- 2 環境局長は、必要があると認めるときは、検討会に臨時委員を置くことができる。
- 3 環境局長は、必要があると認めるときは、検討会に委員以外の者を出席させ、意見を求めることができる。

(任期)

- 第4条 委員の任期は、2年とする。
- 2 委員は、再任を妨げない。

(座長及び副座長)

- 第5条 検討会に座長及び副座長を置く。
- 2 座長は、委員の互選によりこれを定める。
- 3 副座長は、座長が指名する。
- 4 座長は検討会を代表し、会務を統括する。
- 5 副座長は、座長に事故があるとき、その職務を代理する。

(会議)

第6条 検討会は、環境局環境改善部長が招集する。

(検討会の公開原則)

第7条 検討会の会議は、これを公開する。

(議事録及び会議資料)

- 第8条 会議ごとに議事録を作成することとする。
- 2 議事録は、公開とする。ただし、東京都情報公開条例第7条各号に掲げる非開示情報に 該当する部分については、非公開とすることができる。
- 3 前項ただし書に基づく非公開は、その根拠を明らかにすることとする。
- 4 前2項の規定は、会議資料等について準用する。

(庶務)

第9条 検討会の庶務は、環境局環境改善部大気保全課において処理する。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、検討会の運営に関して必要な事項は、座長が定める。

附 則

この要綱は、平成22年6月30日から施行する。

附則

この要綱は、平成28年12月1日から施行する。

PM2.5 成分モニタリング結果 (詳細)

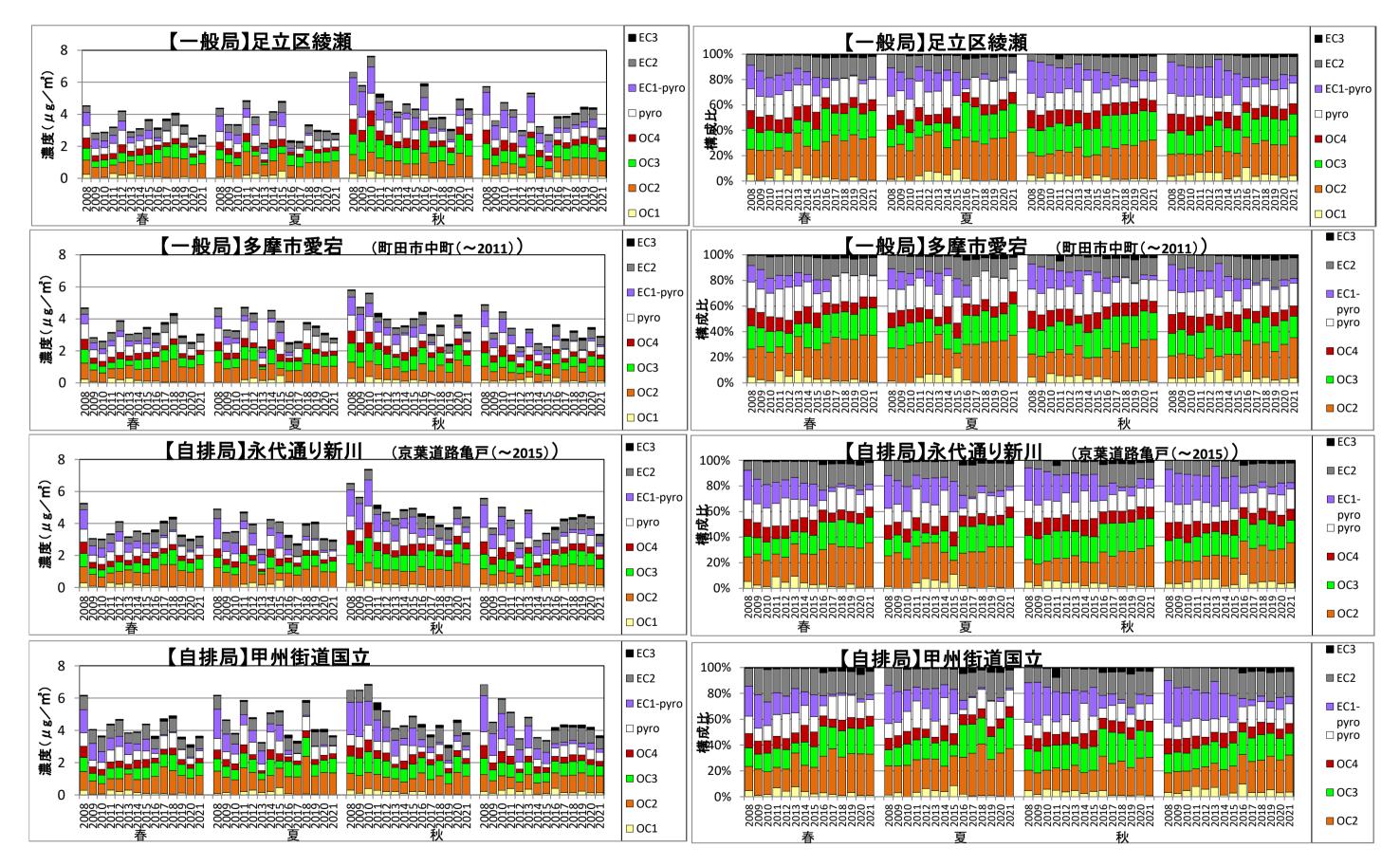
- 1 2008~2021年度の炭素成分濃度の地点別、季節平均
- 2 炭素成分濃度の地点別、季節別内訳(2008~2021年度)
- 3 2021年度 PM2.5成分分析結果(重量・炭素・イオン・無機元素成分)
- 4 2021年度 PM2.5成分分析結果 (無機元素成分)
- 5 2021年度 PM2.5成分分析結果(炭素成分)

(1)濃度

※ 2008年度秤量条件は、50%RH。

※ 2016年度より測定業者変更

(2)構成比



2 炭素成分濃度の地点別、季節別内訳(2008~2021年度)

※ 2008年度秤量条件は、50%RH。

※ 2016年度より測定業者変更

100

soot-EC

char-EC

char-EC/EC

soot-EC

char-EC

char-EC/EC

soot-EC

char-EC

char-

EC/EC

soot-EC

char-EC

EC/EC

char-EC/EC (%)

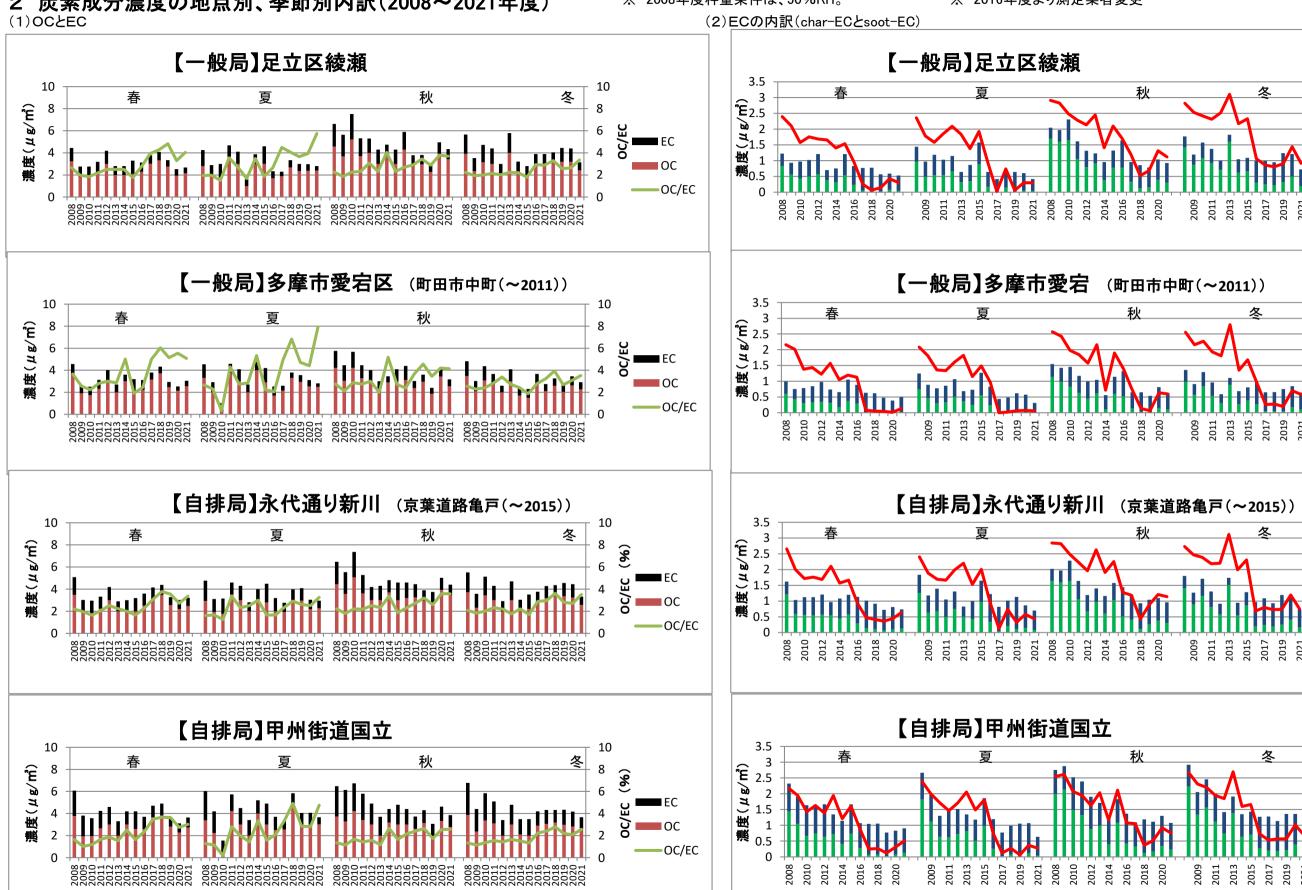
100

80 **§**

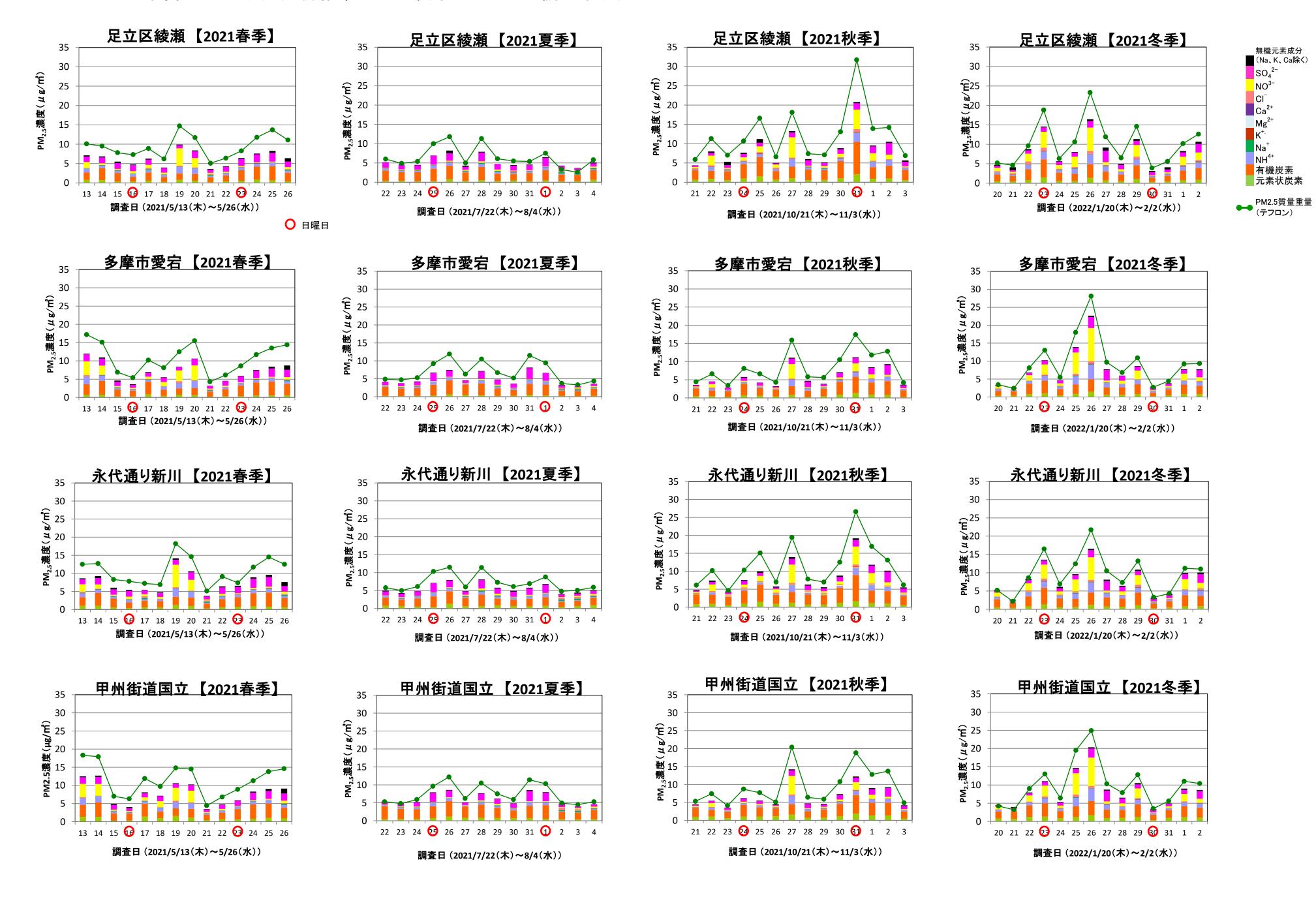
60 40 20 char-EC/EC (9

100

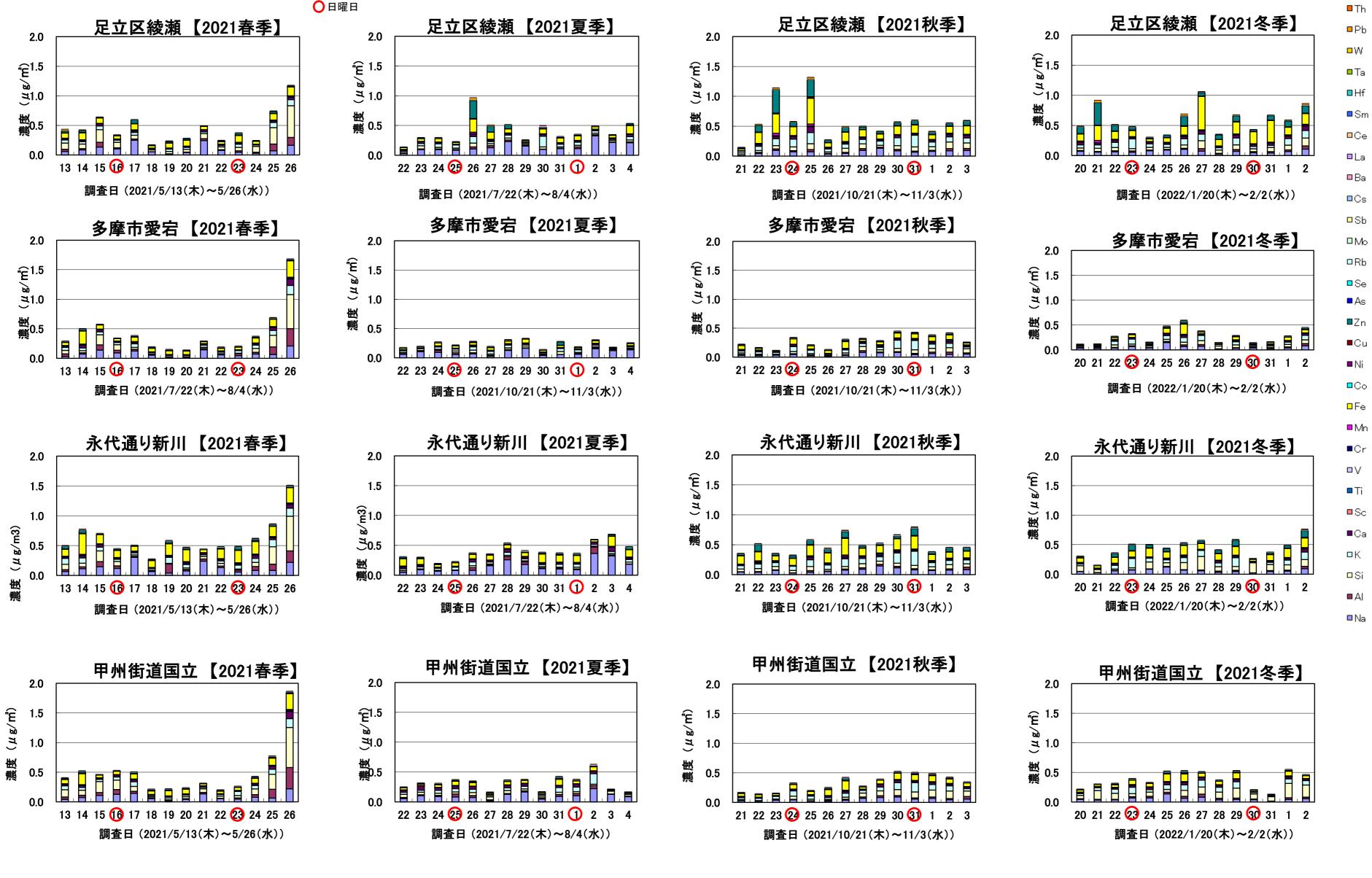
char-EC/EC (%)08



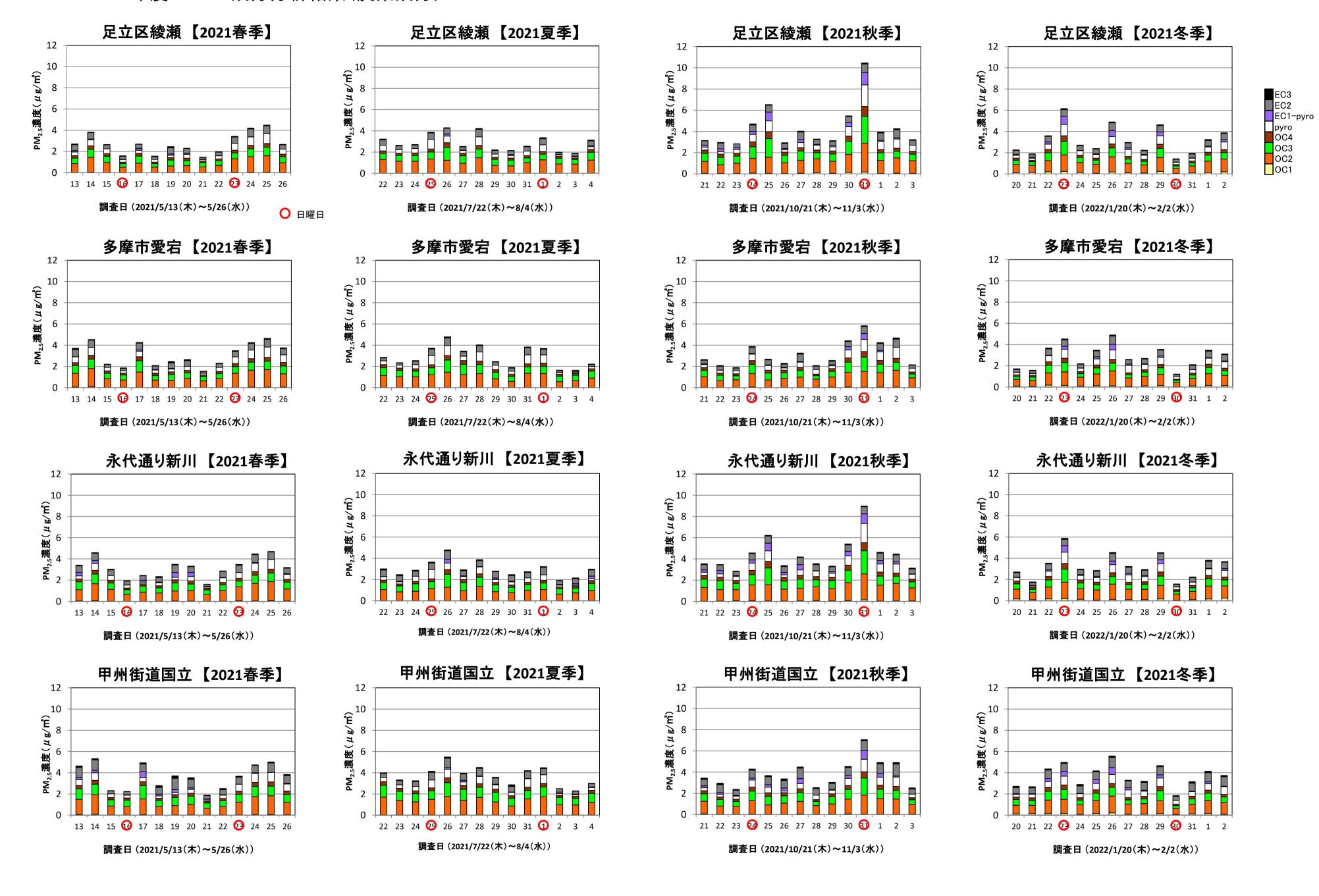
3 2021年度 PM2.5成分分析結果(重量・炭素・イオン・無機元素成分)



4 2021年度 PM2.5成分分析結果(無機元素成分)



5 2021年度 PM2.5成分分析結果(炭素成分)



環水大総発第 2203302 号 環水大大発第 2203306 号 環水大自発第 2203303 号 令 和 4 年 3 月 31 日

都道府県知事·政令市市長 殿

環境省水・大気環境局長

「大気汚染防止法第 22 条の規定に基づく大気の汚染の状況の常時監視に関する事務の処理基準について」及び「ダイオキシン類対策特別措置法第 26 条の規定に基づく大気のダイオキシン類による汚染の状況の常時監視に関する事務の処理基準について」の一部改正について

地方分権改革に関する「令和3年の地方からの提案等に関する対応方針」(令和3年12月21日閣議決定)において、大気汚染防止法(昭和45年法律第18号)第22条第1項に基づく大気の汚染の状況の常時監視に関する事務の処理基準及びダイオキシン類対策特別措置法(平成11年法律第105号)第26条第1項に基づく大気のダイオキシン類による汚染の状況の常時監視に関する事務の処理基準について、地域の実情に応じて測定局数(ダイオキシン類にあっては「測定地点数」とする。以下同じ。)を削減できるよう、関係者の意見を踏まえつつ、測定局数に係る基準の緩和について検討し、令和3年度中に結論を得て、その結果に基づき必要な措置を講ずる、とされた。

この方針に基づき検討した結果、全国的に環境基準値を大きく下回っている一酸化炭素 およびダイオキシン類について測定局数の算定方法の見直しを行い、「大気汚染防止法第 22 条の規定に基づく大気の汚染の状況の常時監視に関する事務の処理基準について(平成 13 年 5 月 21 日環管大第 177 号、環管自第 75 号)」及び「ダイオキシン類対策特別措置法第 26 条の規定に基づく大気のダイオキシン類による汚染の状況の常時監視に関する事務の処理基準について(平成 13 年 5 月 21 日環管総第 145 号)」(以下「処理基準」という。)の一部を別添 1 および 2 のとおり改正することとしたので通知する。なお、改正箇所については、別紙 1 および 2 の新旧表を参照されたい。

都道府県及び政令市においては、改正後の処理基準に基づき必要となる測定局又は測定地点の数を確保するとともに、それを適切に配置し、常時監視の実施に万全を期されたい。

(連絡先)

環境省水・大気環境局 総務課ダイオキシン対策担当

直通 03-5521-8291

課長補佐 吉田 勝利 (内線 5466)

大気環境課

直 通 03-5521-8292

自動車環境対策課

直 通 03-5521-8301

大気汚染防止法第22条の規定に基づく大気の汚染の状況の常時監視に関する事務の処理

目 次

基準(改正)

- I 大気汚染状況の常時監視の目的
- Ⅱ 窒素酸化物、浮遊粒子状物質等に係る常時監視
- 1. 測定対象
- 2. 測定局の数及び配置
- (1) 測定局数
- (2) 測定局の配置
- (3) 測定局の見直し
- 3. 測定頻度
- 4. 試料採取口の高さ
- 5. 測定方法
- 6. 測定値の取扱い及び評価
- (1) 評価の対象としない測定値等
- (2) 常時監視結果の評価
- 7. 精度管理及び保守管理
- 8. 結果の報告
- Ⅲ 微小粒子状物質に係る常時監視
- 1. 測定対象
- 2. 測定局の数及び配置
- (1) 測定局数
- (2) 測定局の配置
- (3)段階的整備
- 3. 測定頻度
- 4. 試料採取口の高さ
- 5. 試料採取口の設置条件
- 6. 測定方法
- 7. 測定値の取扱い及び評価
- (1) 評価の対象としない測定値等
- (2) 常時監視結果の評価

- 8. 成分分析
- (1)目的
- (2) 実施体制
- 9. 精度管理及び保守管理
- 10. 結果の報告
- IV 有害大気汚染物質等に係る常時監視
- 1. 測定対象
- 2. 測定地点の数及び選定
- (1) 測定地点数
- (2) 測定地点の選定
- (3) 測定地点の見直し
- (4) 既存の測定局の活用
- 3. 測定頻度等
- 4. 試料採取口の高さ
- 5. 測定方法
- 6. 測定値の取扱い及び評価
- (1) 評価の対象としない測定値
- (2) 年平均値の算出
- (3) 異常値の取扱い
- 7. 精度管理及び保守管理
- 8. 結果の報告

附則

I 大気汚染状況の常時監視の目的

都道府県等において継続的に大気汚染に係る測定を実施することにより、地域における大気汚染状況、発生源の状況及び高濃度地域の把握、汚染防止対策の効果の把握等を行うとともに、全国的な汚染動向、汚染に係る経年変化等を把握し、もって国民の健康の保護及び生活環境の保全のための大気汚染防止対策の基礎資料とすることを目的とする。

Ⅱ 窒素酸化物、浮遊粒子状物質等に係る常時監視

1. 測定対象

主として、窒素酸化物、粒子状物質その他の大気汚染防止法に基づく規制がなされている物質に関して大気汚染状況を把握するため、環境基準が設定されている以下に掲げる物質について測定を実施する。

二酸化硫黄一

酸化炭素

浮遊粒子状物質

光化学オキシダントニ

酸化窒素

また、浮遊粒子状物質及び光化学オキシダントについての大気汚染状況を適切に 評価するため、その生成の原因となる非メタン炭化水素についても測定を実施する。

ただし、これらの物質の一部のみを測定項目として選定する測定局にあっては、 当該測定局周辺における発生源からの排出の状況、各物質の環境濃度の状況その他 の当該測定局及び当該地域に係る実状を踏まえ、各物質の測定の必要性及び優先度 合いを十分考慮し、測定項目を選定するものとする。

さらに、上記に掲げる物質についての大気汚染状況を適切に評価するため、一酸 化窒素並びに風向及び風速等の気象要素についても測定を実施するよう努めるもの とする。

2. 測定局の数及び配置

(1) 測定局数

上記1. の測定対象に係る大気汚染状況を常時監視するための測定設備が設置されている施設を測定局という。都道府県は、政令市と協議の上、当該都道府県における測定項目ごとの望ましい測定局数の水準を決定するものとする。望ましい測定局数の水準は、以下のアに規定する全国的視点から必要な測定局数に、以下のイに規定する地域的視点から必要な測定局数を加えて算定する。

注)望ましい測定局数の水準は、大気汚染による人の健康の保護及び生活環境の 保全の見地から定めるものであることから、車道局など、人が通常生活していな い地域又は場所に配置され、環境基準の達成状況の判断に使用されない測定局の 数は含まないものとする。また、地域全体の大気汚染状況を把握するための数を 示すもので

あることから、以下のような特殊な目的を有する測定局の数も含まないものと する。

・特定発生源による突発的かつ高濃度の汚染の把握

ア 全国的視点から必要な測定局数の算定

① 人口及び可住地面積による算定

大気汚染物質に係る環境基準又は指針値等(以下「環境基準等」という。) は、人の健康の保護の見地から設定されたものである。したがって、大気汚染 物質の人への曝露の指標となる以下の人口基準及び可住地面積(総面積から林 野面積及び湖沼面積を差し引いたもの。)基準で算定された都道府県ごとの測 定局数のうち、数の少ない方を都道府県ごとの基本的な測定局数とする。

- (a) 人口 75,000 人当たり 1 つの測定局を設置する。
- (b) 可住地面積 25 km² 当たり1つの測定局を設置する。

なお、都道府県等を発生源の状況、人口分布、気象条件等に応じて幾つかの 地域に細分化した上で、その地域区分ごとに測定局数の調整を行うこともでき ることとする。

② 環境濃度レベルに対応した測定局数の調整

都道府県の測定局のうち、過去3年程度の間において、測定項目ごとに環境基準等の評価指標で最高値を示した測定局の当該最高値を以下のように区分し、「高」に該当する測定局を有する都道府県にあっては①で算定された数を、「中」に該当する測定局を有する都道府県にあっては①で算定された数の概ね 1/2 の数を、「低」に該当する測定局を有する都道府県にあっては①で算定された数の概ね 1/3 の数を測定項目ごとの測定局数とする。

「高」: 環境基準等を未達成又は達成しているが、基準値の7割を超える。 「中」: 環境基準等を達成しているが、基準値の3割を超え、かつ、7割以下。

「低」: 環境基準等を達成し、かつ、基準値の3割以下。

なお、都道府県等を発生源の状況、人口分布、気象条件等に応じて幾つかの 地域に細分化した上で、その地域区分ごとに上記の環境濃度レベルに対応した 測定局数の調整を行うこともできることとする。

- 注) 調整の結果により、測定局の移設、統廃合又は廃止を行う場合は、測定 データの継続性の確保、地域の代表性を考慮した効率的な測定等に留意す ることとする。
- ③ 測定項目の特性に対応した測定局数の調整
 - (a) 二酸化硫黄、浮遊粒子状物質、光化学オキシダント及び二酸化窒素 ①及び②で算定された数を測定局数とする。

ただし、自動車 NOx・PM 法により定めた対策地域を含む都道府県にあっては、浮遊粒子状物質及び二酸化窒素は、①及び②で算定された数の概ね 4/3 の数を測定局数とする。

また、光化学オキシダントの注意報が発令されていない都道府県にあっては、光化学オキシダントは、①及び②で算定された数の概ね 2/3 の数を測定局数とする。

(b) 一酸化炭素

移動発生源による汚染が中心であることに加えて、大気環境中の濃度が環境基準値より大幅に低減している状況から、①及び②で算定された数の概ね 1/4 の数を測定局数とする。

(c) 非メタン炭化水素

間接的な汚染物質であることから、①及び②で算定された数の概ね 1/2 の数を測定局数とする。

(a)、(b)、(c)で調整を行った結果、測定局数が「1」を下回る数値となった場合は「1」とする。

イ 地域的視点から必要な測定局数の算定

① 自然的状況の勘案

以下のような地形的な状況や気象的な状況等の地域固有の自然的状況を勘案し、これに対応するために必要となる測定局数を定める。

(a) 地形的な状況

山地等により他の地域と分断されている地域、谷筋又は河川・湖沼等の近傍で気流が複雑な地域、海岸部で風速が大きい地域等にあっては、他の地域の大気環境と一体性がなく、一方の都市での測定結果で他方の都市の大気の状況を代表させるのは適当ではない。

(b) 気象的な状況

気温、風向、風速、日射量、季節変化等により大気環境に影響を与える。

② 社会的状況の勘案

以下のような大気汚染発生源への対応、住民のニーズへの対応、規制や計画 の履行状況の確認、今後の開発の予定、各種調査研究への活用等の常時監視の 社会的有

用性を勘案し、これに対応するために必要となる測定局数を定める。

(a) 大気汚染発生源への対応

固定発生源に関しては、工場等の分布、規模及び排出口の高さ等の状況並びに近傍の風向が大気環境に影響を与える。特に、工場が密集している地域等においては、事故等の異常発生時に迅速に対処する必要があることに留意する。また、常時監視の対象物質の測定値から、当該対象物質以外の大気汚染物質の排出動向についても推測ができ、大気汚染物質全般の監視の役割をも果たしている場合がある。移動発生源に関しては、道路の配置又は変更予定とともに、道路の構造、車種別交通量、走向速度、沿道状況等が大気環境に影響を与える。

また、中・高層ビルの密集している都市部においては、気流やビルの排熱 等が大気環境に影響を与える。

(b) 当該都道府県以外からの越境汚染による影響への対応 当該都道府県以外からの越境汚染等が季節や気象条件により当該都道府県 又は地域に与える影響を考慮して、測定局を配置する。

(c) 住民のニーズへの対応

測定局の配置について、地域住民との約束や要望等の社会的要請が存在する場合は、十分な合意を得る必要がある。

(d) 規制や計画の履行状況の確認

常時監視は、工場等が自ら行う環境監視体制を補完し、行政が規制の遵守 状況を最終的に確認する手段としての役割をも担っている。また、公害防止 計画、港湾計画等各種計画において、当該計画の進捗状況を確認する手段と して常時監視が積極的に位置づけられている場合がある。

(e) 今後の開発の予定

大規模な開発が予定される場合、事前に大気環境の測定を行う必要がある。

(f) 各種調査研究への活用

これまで蓄積してきた測定局のデータは、測定局周辺の健康影響調査における平均曝露量等、研究や科学的データの基礎資料としても活用され、重要な役割を担っている。特に、環境影響評価調査において、測定局のデータが活用できる場合、過去からの傾向が明らかなことから、予測評価の精度向上が図られる等、調査の効率化や質的向上に貢献している。

③ これまでの経緯の勘案

設置されてから相当の期間を経過し、継続して測定をしてきた測定局については、大気環境の経年変化を知る上で重要な意義を有している。また、測定局の有用性について地域住民から高い評価を得ており、測定局が地域では所与のものとして受け止められている場合も多い。このように、既存の測定局については、これまでの経緯を十分に勘案し、必要に応じて、望ましい測定局数の水準に加算することにより、存続を図ることとする。

(2) 測定局の配置

(1)の規定により算定された測定局数は、都道府県ごとの望ましい測定局の総数を示したものであり、具体的に測定局をどの地点に配置するかについては、測定局数を算定した際の全国的及び地域的視点を踏まえ、各都道府県及び政令市において適切に決定する。測定局は以下の2つの種類に区分されるが、それぞれの配置についても、以下に記載する点を考慮しつつ、地域の実情に応じて決定することとする。

① 一般環境大気測定局

大気汚染状況を常時監視するための測定局であって、以下②による自動車排 出ガス測定局以外のものを一般環境大気測定局という。一般大気環境測定局 は、一定地域における大気汚染状況の継続的把握、発生源からの排出による汚 染への寄与及び高濃度地域の特定、汚染防止対策の効果の把握といった、常時 監視の目的が効率的に達せられるよう配置する。

② 自動車排出ガス測定局

自動車走行による排出物質に起因する大気汚染の考えられる交差点、道路及 び道路端付近において大気汚染状況を常時監視するための測定局を自動車排出 ガス測定局という。自動車排出ガス測定局は、自動車排出ガスによる大気汚染 状況が効率的に監視できるよう、道路、交通量等の状況を勘案して配置する。 配置が決定された測定局については、経年変化が把握できるよう、原則として同一地点で継続して監視を実施するものとする。

(3) 測定局の見直し

人口、環境濃度レベルの変化等により(1)アに規定する全国的視点から必要な 測定局数の算定基礎データが変化した場合又は発生源、道路、交通量の状況等の社 会的状況の変化により(1)イに規定する地域的視点から必要な測定局数の算定基 礎データが変化した場合には、適宜、測定局の数及び配置について再検討を行い、 必要に応じて見直しを行うこととする。

3. 測定頻度

原則として、年間を通じて連続的に測定を行うものとする。

4. 試料採取口の高さ

(1) 基本的考え方

試料空気の採取は、人が通常生活し、呼吸する面の高さで行うこととする。

- (2) 基本的考え方を踏まえ、その具体的な高さは、二酸化硫黄、二酸化窒素、光化 学オキシダント及び一酸化炭素については、地上1.5 m以上10 m以下、浮 遊粒子状物質については地上からの土砂の巻き上げ等による影響を排除するた め、地上3 m以上
 - 10m以下とする。
- (3) 高層集合住宅等地上10m以上の高さにおいて人が多数生活している実態がある場合であって、基本的考え方を踏まえて当該実態について十分検討した結果、(2) によることが適当ではないと考えられるときは、適宜その実態に応じ適切な高さを設定する。
- (4) 用地の確保が困難な場合等やむを得ない事由により(2)及び(3)のいずれにもよることができない場合又はそれによることが適当ではないと考えられる場合は、次の要件を満たす採取口を設定するよう努めるものとする。
 - ア 採取口の高さが30mを超えていないこと。かつ、

イ 近隣の地点において(2)における採取口高さにより、連続して1月間以上並行して測定を行った場合の測定結果と比較して、1時間値の日平均値の平均の差が大気環境基準の下限値の1/10を超えていないこと。なお、四季の変化による影響を把握するため、この並行して行う測定は四季に併せて1年に4回以上行うこと。

5. 測定方法

測定方法、測定機器の仕様及び構成については、「環境大気常時監視マニュアル」(平成22年3月31日環水大大発第100331002号、環水大自発第100331003号)によることとする。

6. 測定値の取扱い及び評価

(1)評価の対象としない測定値等

ア 測定局が、都市計画法(昭和43年法律第100号)の規定による工業専用 地域

(旧都市計画法(大正8年法律第36号)による工業専用地域を含む。)、港湾法(昭和25年法律第218号)の規定による臨港地区、道路の車道部分その他埋立地、原野、火山地帯等通常住民が生活しているとは考えられない地域、場所に設置されている場合の当該測定局における測定値

- イ 測定値が、測定器に起因する等の理由により当該地域の大気汚染状況を正し く反映していないと認められる場合における当該測定値
- ウ 1日平均値に係る1時間値の欠測が1日(24時間)のうち4時間を超える 場合における当該1日平均値

(2) 常時監視結果の評価

常時監視の結果は、環境基準により測定局ごとに短期的評価・長期的評価を行うこととし、以下による。

ア 短期的評価

大気汚染の状態を環境基準に照らして短期的に評価する場合は、環境基準が 1 時間値又は 1 時間値の 1 日平均値についての条件として定められているので、定められた方法により連続して又は随時に行った測定結果により、測定を 行った日又は時間についてその評価を行う。

イ 長期的評価

大気汚染に対する施策の効果等を的確に判断するなど、年間にわたる測定結果を長期的に観察したうえで評価を行う場合は、測定時間、日における特殊事情が直接反映されること等から、次の方法により長期的評価を行う。

① 二酸化硫黄、一酸化炭素、浮遊粒子状物質

年間にわたる1時間値の1日平均値のうち、高い方から2%の範囲にあるもの(365日分の測定値がある場合は7日分の測定値)を除外して評価を行う。ただし、人の健康の保護を徹底する趣旨から、1日平均値につき環境基準を超える日が2日以上連続した場合は、このような取扱いは行わない。

② 二酸化窒素

年間にわたる1時間値の1日平均値のうち、低い方から98%に相当するもの (1日平均値の年間98%値)で評価を行う。

7. 精度管理及び保守管理

精度の高い測定を行うため、「環境大気常時監視マニュアル」(平成22年3月3 1日環水大大発第100331002号、環水大自発第100331003号)に基づき、維持管理 体制を整備し、測定機器に応じた日常点検、定期点検等の保守点検を適切に行い、 その内容を記録するものとする。

8. 結果の報告

法第22条第2項の規定に基づく常時監視の結果の報告については、別途環境省 が指定する方法により指定する期日までに行うものとする。

Ⅲ 微小粒子状物質に係る常時監視

1. 測定対象

平成21年9月に環境基準が設定された微小粒子状物質、いわゆる PM_{2.5} について 測定を実施する。

2. 測定局の数及び配置

(1) 測定局数

Ⅱの2. (1) の例による。

(2) 測定局の配置

Ⅱの2. (2) の例による。また、測定機の設置場所については、窒素酸化物、浮遊粒子状物質等の他の項目との比較が必要になることから、原則として、既存の測定局に設置することとするが、5. の試料採取口の設置条件を勘案し、設置場所を検討するものとする。

(3) 段階的整備

(1)の規定により算定された測定局については、平成22年度から3年を目途に整備を図るものとする。

3. 測定頻度

原則として、年間を通じて連続的に測定を行うものとする。

4. 試料採取口の高さ

(1) 基本的考え方

試料空気の採取は、人が通常生活し、呼吸する面の高さで行うこととする。

- (2) 基本的考え方を踏まえ、微小粒子状物質におけるその具体的な高さは、 Π の 4.
 - (2) ~ (4) の浮遊粒子状物質の例による。

5. 試料採取口の設置条件

吸着等による微小粒子状物質の損失を防ぐため、試料大気導入口と粒子捕集部は 鉛直管で連結させ、試料大気導入口から粒子捕集部までの長さは5m以下、分粒装 置出口から粒子捕集部までの長さは1.5m以下とする。測定局舎屋内にサンプラ を設置する場合には、試料導入管は局舎の天井を貫通させて取り付けることとす る。

また、試料採取口の周囲は十分に開けている必要があり、周辺に他の試料採取口 や採取装置その他設置物等がある場合は、それらの影響を避けるために、それら設 置物等より1m以上離すことが望ましい。

6. 測定方法

標準測定法又はこの方法によって測定された質量濃度と等価な値が得られると認められる自動測定機を用いることとする。その他、測定方法、測定機器の仕様及び構成については、「環境大気常時監視マニュアル」(平成22年3月31日環水大大発 第

100331002 号、環水大自発第 100331003 号) によることとする。

7. 測定値の取扱い及び評価

(1) 評価の対象としない測定値等

- ア 測定局が、都市計画法の規定による工業専用地域(旧都市計画法による工業専用地域を含む。)、港湾法の規定による臨港地区、道路の車道部分その他埋立地、原野、火山地帯等通常住民が生活しているとは考えられない地域、場所に設置されている場合の当該測定局における測定値
- イ 測定値が、測定器に起因する等の理由により当該地域の大気汚染状況を正 しく反映していないと認められる場合における当該測定値
- ウ 1日平均値に係る欠測が1日(24時間)のうち4時間を超える場合における当該1日平均値。また、1年平均値の計算においては、有効測定日が250日に満たないもの

(2) 常時監視結果の評価

微小粒子状物質の曝露濃度分布全体を平均的に低減する意味での長期基準と、曝露 濃度分布のうち高濃度の出現を減少させる意味での短期基準の両者について、長期 的評価を行うものとする。

長期基準に関する評価は、測定結果の1年平均値を長期基準(1年平均値)と比較する。

短期基準に関する評価は、測定結果の1日平均値のうち年間 98 パーセンタイル 値を代表値として選択して、これを短期基準(1日平均値)と比較する。

なお、評価は測定局ごとに行うこととし、環境基準達成・非達成の評価については、長期基準に関する評価と短期基準に関する評価を各々行った上で、両方を満足した局について、環境基準が達成されたと判断する。

8. 成分分析

(1)目的

微小粒子状物質の健康影響調査に資する知見の充実を図るとともに、その原因物質の排出状況の把握及び排出インベントリの作成、大気中の挙動や二次生成機構の解明等、科学的知見の集積を踏まえたより効果的な対策の検討を行うため、質量濃度の測定に加え、成分分析を行う。

(2) 実施体制

成分分析については、全国で体系的に進める必要があることから、別途定める国と 都道府県等との役割分担、分析地点(数)の選定方法、調査時期及び調査方法等を 明確化するためのガイドラインに基づき、順次、実施していくものとする。

9. 精度管理及び保守管理

精度の高い測定を行うため、「環境大気常時監視マニュアル」(平成22年3月31日環水大大発第100331002号、環水大自発第100331003号)に基づき、維持管理体制を整備し、測定機器に応じた日常点検、定期点検等の保守点検を適切に行い、その内容を記録するものとする。

10. 結果の報告

法第22条第2項の規定に基づく常時監視の結果の報告については、別途環境省が 指定する方法により指定する期日までに行うものとする。

IV 有害大気汚染物質等に係る常時監視

1. 測定対象

有害大気汚染物質のなかの優先取組物質(当該物質の有害性の程度や我が国の大気環境の状況等にかんがみ健康リスクがある程度高いと考えられる物質で、別添に掲げるものをいう。)のうち既に測定方法の確立している物質(ダイオキシン類を除く。)で以下に掲げるもの、並びに水銀及びその化合物について、測定を実施する。

アクリロニトリルアセ トアルデヒド塩化ビニ ルモノマー塩化メチル

クロム及び三価クロ ム化合物六価クロ ム化合物クロロホ ルム酸化エチレン 1, 2-ジクロロエタンジクロ ロメタン テトラクロロエチレ ントリクロロエチレ ントルエン ニッケル化合物 ヒ素及びその化合物1,3ーブ タジエン ベリリウム及びその化合物 ベンゼン ベンゾ「a]ピレンホルムア ルデヒド マンガン及びその化合物

以上に掲げる物質のうち、クロム及び三価クロム化合物、六価クロム化合物、ニッケル化合物、ヒ素及びその化合物、ベリリウム及びその化合物並びにマンガン及びその化合物については、原則として粒子状の物質に限る。水銀及びその化合物については、原則としてガス状のものに限る。

ニッケル化合物、ヒ素及びその化合物、ベリリウム及びその化合物、マンガン及びその化合物並びに水銀及びその化合物については、個別の物質によって健康リスクが異なると思われるが、現時点では、個別の物質ごとに選択して測定を実施することが困難であるため、それぞれの金属及びその化合物ごとに、当該金属化合物の全量又は当該金属及びその化合物の全量(金属換算値)を測定するものとする。クロム及び三価クロム化合物並びに六価クロム化合物については、現時点では測定が困難であるため、当面、クロム及びその化合物の全量(クロム換算値)を測定するものとする。

個々の測定地点における測定物質については、2. (1) に規定する全国標準監視地点においては、原則として測定可能な全ての優先取組物質を測定することとし、2.

(1)に規定する地域特設監視地点については、2.(3)②イ及び③イによる。 また、風向、風速等の気象要素についても測定を実施するよう努めるものとする。

2. 測定地点の数及び選定

(1) 測定地点区分

① 全国標準監視地点

全国標準監視地点とは、全国的な視点を踏まえ、1. で示した全ての優先取組物質の大気環境の全般的な状況とその経年変化の把握を目的に選定される測定地点をいう。

② 地域特設監視地点

地域特設監視地点とは、全国標準監視地点以外の測定地点であって、地域的な視点を踏まえ、発生源の状況を勘案し、それらの人の健康への影響が懸念される場所の監視等、地域の実情に応じた目的で選定される測定地点をいう。

(2) 測定地点数

都道府県は、政令市と協議の上、当該都道府県における望ましい測定地点数の水準を決定するものとする。望ましい測定地点数の水準は、全国標準監視地点と地域特設監視地点のそれぞれについて、以下のとおり算定する。

① 全国標準監視地点の測定地点数の算定

ア 人口及び可住地面積による測定地点数の算定

有害大気汚染物質並びに水銀及びその化合物(以下「有害大気汚染物質等」という。)による大気汚染の防止に関する施策その他の措置は、科学的知見の充実の下に、将来にわたって人の健康に係る被害が未然に防止されるようにすることを旨として、実施されなければならない。この理念に基づき、有害大気汚染物質等の人への曝露の指標となる以下の人口基準及び可住地面積(総面積から林野面積及び湖沼面積を差し引いたもの。)基準で算定された都道府県ごとの測定地点数のうち、数の少ない方を都道府県ごとの基本的な測定地点数とする。

(a) 人口 75,000 人当たり 1 つの測定地点を選定する。

- (b) 可住地面積 25km² 当たり 1 つの測定地点を選定する。なお、都道府県等を発生源の状況、人口分布、気象条件等に応じて幾つかの地域に細分化した上で、その地域区分ごとに測定地点数の調整を行うこともできることとする。
- イ 環境濃度レベルに対応した測定地点数の調整

環境濃度レベルに対応した測定地点数の調整として、 Π の 2. (1) のア ②に規定する環境濃度レベル「中」を想定し、アで算定された数の概ね 1/2 の数を測定地点数とする。

- 注)調整の結果により、測定地点の移動、統廃合又は廃止を行う場合は、測定 データの継続性の確保、地域の代表性を考慮した効率的な測定等に留意する こととする。
- ウ 測定項目の特性に対応した測定地点数の調整 イで算定された数の概ね 1/3 の数を測定地点数とする。
- ② 地域特設監視地点の測定地点数の算定

Ⅱの2.(1)のイの例による。ただし、地域の実情に応じ、環境基準等を超える可能性のある地域や幹線道路区間及びそれに準ずる道路区間については、測定地点を移動する又は測定地点を新たに選定する等の対応により、優先的に監視を行うことが望ましい。

(3) 測定地点の選定

(2) の規定により算定された測定地点数は、都道府県ごとの望ましい測定地点の総数を示したものであり、具体的に測定地点をどこに選定するかについては、測定地点数を算定した際の全国的及び地域的視点を踏まえ、各都道府県及び政令市において適切に決定する。測定地点は、測定項目ごとに以下の3つの種類に区分されるが、それぞれの配置についても、以下に記載する点を考慮しつつ、地域の実情に応じて決定することとする。

一般環境

一般環境における測定地点は、固定発生源又は移動発生源からの有害大気汚染物質等の排出の直接の影響を受けにくいと考えられる地点について、地域における有害大気汚染物質等による大気汚染の状況の把握が効果的になされるよう選定するものとする。また、経年変化が把握できるよう、原則として同一地点で継続して監視を実施するものとする。

② 固定発生源周辺

ア 測定地点の選定

固定発生源周辺における測定地点については、固定発生源における有害大気汚染物質等の製造、使用及び排出の状況、気象条件及び地理的条件を勘案して、排出が予想される物質の濃度が、固定発生源における他の地点と比較して相対的に高くなると考えられる地点を優先的に選定するよう努めるものとする。

なお、排出の状況については、特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律に基づく PRTR 届出データ及びそれに準ずる情報を踏まえ把握することを基本とする。

また、経年変化が把握できるよう、原則として同一地点で継続して監視を 実施するものとする。しかし、それぞれの固定発生源によって、有害大気汚 染物質等の製造・使用状況等が異なることが考えられるため、ある地点にお ける測定結果から他の地点における大気汚染の状況を推測することは難し い。このため、より多くの地点においてきめ細かく有害大気汚染物質等の汚 染状況を監視する必要性

等の観点から、年度ごとに測定地点を変えて監視を実施することは差し支えない。

イ 測定項目

固定発生源周辺においては、地域の固定発生源で製造・使用され、排出されると考えられる物質について測定を実施するものとする。

③ 沿道

ア 測定地点の選定

沿道における測定地点については、交差点、道路及び道路端付近において、自動車から排出される有害大気汚染物質等による大気汚染状況が効率的に監視できるよう、車種別交通量、走行速度、気象条件及び地理的条件を勘案し、自動車からの排出が予想される有害大気汚染物質等の濃度が、沿道における他の地点と比較して相対的に高くなると考えられる地点を優先的に選定するよう努めるものとする。

また、経年変化が把握できるよう、原則として同一地点で継続して監視を 実施するものとする。

イ 測定項目

沿道においては、自動車からの排出が予想されるアセトアルデヒド、トルエン、 1,3-ブタジエン、ベンゼン、ベンゾ [a] ピレン、ホルムアルデヒド等 について監視を実施するものとする。

(4) 測定地点の見直し

人口、環境濃度レベルの変化等により 2. ①に規定する全国標準監視地点の地点数の算定基礎データが変化した場合又は発生源、道路、交通量の状況等の社会的状況の変化等により 2. ②に規定する地域特設監視地点の地点数の算定基礎データが変化した場合には、適宜、測定地点の数及び配置について再検討を行い、必要に応じて見直しを行うこととする。

(5) 既存の測定局の活用これまでに設置された一般環境大気測定局及び自動車排出 ガス測定局を有害大気汚染物質の測定地点として活用することは、サンプリン グを確実に実行し、また効率的に常時監視体制を整備する上でも有効である。 このため、上記(3)に基づき、選定すべき測定地点として適正であるか判断 の上、既存の測定局の中から測定地点を選択することは差し支えない。

3. 測定頻度等

長期曝露による健康リスクが懸念されている有害大気汚染物質等の常時監視においては、原則として年平均濃度を求めるものとする。

有害大気汚染物質等の排出等は、人の社会・経済活動に密接に関係しているため、季節変動、週内変動及び日内変動が認められる。常時監視に当たって、これらの変動が適切に平均化されるよう、原則として月1回以上の頻度で測定を実施するものとする。その際、連続24時間のサンプリングを実施し、日内変動を平均化するものとする。さらに、サンプリングを実施する曜日が偏らないようにし、週内変動を平均化することが望ましい。

サンプリング方法及び対象物質によっては、連続24時間のサンプリングによると破

過する場合があるが、この場合はサンプリングを数回に分けて連続して行うものと する。

4. 試料採取口の高さ

サンプリングにおける試料採取口の地上高さは、粒子状でない物質については、原則として、通常人が生活しうる高さである地上1.5 mから10 mにおいて行うものとする。粒子状の物質については、地上からの土砂の巻上げ等による影響を排除するため、原則として、地上3 mから10 mの高さにおいて行うものとする。なお、高層集合住宅等地上10 m以上の高さにおいて人が多数生活している実態がある地域においては、その実態を勘案し、試料採取口の高さを適切に設定するものとする。

5. 測定方法

測定方法については、「有害大気汚染物質測定方法マニュアル」(平成9年2月1 2日環大規第27号、平成23年4月1日最終改正)によるものとする。

6. 測定値の取扱い及び評価

- (1)評価の対象としない測定値等Ⅱの6.(1)ア及びイの例による。
- (2) 年平均値の算出測定結果を評価する際には、地点ごとに、測定値を算術平均して求めた年平均値を用いるものとし、環境基準値が設定されている物質については基準値との比較によってその評価を行うものとする。測定値が検出下限値未満のときは、検出下限値の1/2として年平均値の算出に用いるものとする。十分な測定頻度で測定を実施できなかった場合又は欠測が多く測定値の得られた季節が偏っている場合等は、結果の評価に際し留意する必要がある。

(3) 異常値の取扱い

これまでの測定結果等から判断して、極端に高い若しくは低いと考えられる測定値が得られた場合又は前回の測定値と比較して極端に測定値が変動している場合には、その測定値は異常値である可能性がある。このときは、サンプリング、試料の輸送、前処理、機器分析という一連の作業に問題がないかを確認し、問題がない場合には、サンプリング時の周囲の状況に通常考えにくい事象等がなかったかを確認するものとする。以上の情報を総合的に勘案して、異常値と考えられる場合には、測定値は欠測とするものとする。

なお、異常値の可能性がある測定値が得られた場合には、可能な限り速やかに再 測定を行うことが望ましい。

7. 精度管理及び保守管理

有害大気汚染物質等の測定は、サンプリング、試料の輸送、前処理、機器分析といったバッチ処理によって行われることが通常であり、有効な測定を行うため、それぞれの作業及び機器の管理等を適切に実施するものとする。また、作業に係る情報等を記録し、測定が終了した後に精度管理が十分にされているかを記録によって確認できるようにするものとする。

8. 結果の報告

法第22条第2項の規定に基づく常時監視の結果の報告については、別途環境省 が指定する方法により指定する期日までに行うものとする。

別添 優先取組物質

- 1. アクリロニトリル
- 2. アセトアルデヒド
- 3. 塩化ビニルモノマー(別名:クロロエチレン又は塩化ビニル)
- 4. 塩化メチル (別名:クロロメタン)
- 5. クロム及び三価クロム化合物
- 6. 六価クロム化合物
- 7. クロロホルム
- 8. 酸化エチレン (別名:エチレンオキシド)
- 9. 1, 2-ジクロロエタン
- 10. ジクロロメタン (別名:塩化メチレン)
- 11. ダイオキシン類
- 12. テトラクロロエチレン
- 13. トリクロロエチレン
- 14. トルエン
- 15. ニッケル化合物
- 16. ヒ素及びその化合物
- 17. 1, 3 ブタジエン

- 18. ベリリウム及びその化合物
- 19. ベンゼン
- 20. ベンゾ [a] ピレン
- 21. ホルムアルデヒド
- 22. マンガン及びその化合物

附則(平成17年6月29日)

「大気汚染防止法第22条の規定に基づく大気の汚染の状況の常時監視に関する事務の処理基準について(平成13年5月21日環管大第177号、環管自第75号)」は、本通知により改める。

附則(平成19年3月29日)

平成17年6月29日に改正した「大気汚染防止法第22条の規定に基づく大気の 汚染の状況の常時監視に関する事務の処理基準について(平成13年5月21日環管 大第17

7号、環管自第75号)」は、本通知により改める。

附則(平成22年3月31日)

- 1. 平成19年3月29日に改正した「大気汚染防止法第22条の規定に基づく大気 の汚染の状況の常時監視に関する事務の処理基準について(平成13年5月21日 環管大第
 - 177号、環管自第75号)」は、本通知により改める。
- 2. Ⅲの2. (1) の算定方法については、蓄積された観測値により把握される濃度の 地域分布や経年変化等についての検討を行い、この通知の施行後3年を目途に見直 しを行うこととする。

附則(平成23年7月1日)

- 1. 平成22年3月31日に改正した「大気汚染防止法第22条の規定に基づく大気の汚染の状況の常時監視に関する事務の処理基準について(平成13年5月21日 環管大第
 - 177号、環管自第75号)」は、本通知により改める。

2. 本通知は、平成24年4月1日から適用する。

附則(平成25年8月30日)

1. 平成23年7月1日に改正した「大気汚染防止法第22条の規定に基づく大気の 汚染の状況の常時監視に関する事務の処理基準について(平成13年5月21日環 管大第1

77号、環管自第75号)」は、本通知により改める。

2. 本通知は、平成26年4月1日から適用する。ただし、本通知の適用により、測定地点数や各測定地点の測定項目数が大幅に変動する場合にあっては、平成26年度から3年を目途に測定地点や測定項目の見直しを行うことで良い。

附則(平成28年9月26日)

本通知は、平成30年4月1日(水銀に関する水俣条約が日本国について効力を生ずる日が平成30年4月1日後となる場合には、当該条約が日本国について効力を生ずる日)から適用する。

附則(令和4年○月○日)

令和4年△月△日に改正した「大気汚染防止法第22条の規定に基づく大気の 汚染の状況の常時監視に関する事務の処理基準について(平成13年5月21日 環管大第177号、環管自第75号)」は、本通知により改める。 ダイオキシン類対策特別措置法第26条の規定に基づく大気のダイオキシン類による汚染の状況の常時監視に関する事務の処理基準

(令和4年○月○日 改正)

目 次

- 1. ダイオキシン類の大気汚染状況の常時監視の目的
- 2. 測定対象
- 3. 測定地点の数及び選定
- (1) 測定地点数
- (2) 測定地点の選定
- (3) 測定地点の見直し
- (4) 既存の測定局の活用
- 4. 測定頻度等
- 5. 試料採取口の高さ
- 6. 測定方法
- 7. 測定値の取扱い及び評価
- (1) 評価の対象としない測定値
- (2) 年平均値の算出
- (3) 異常値の取扱い
- 8. 精度管理
- 9. 結果の報告
- 1. ダイオキシン類の大気汚染状況の常時監視の目的 都道府県等において継続的にダイオキシン類による大気汚染に係る測定を実施することにより、地域における環境濃度の状況、発生源の状況及び高濃度地域の把握、排出抑制対策の効果の把握等を行うとともに、全国的な汚染動向、汚染に係る経年変化等を把握し、もって大気に係るダイオキシン類対策の基礎資料とすることを目的とする。
- 2. 測定対象

ダイオキシン類の大気環境濃度について測定を実施するものとする。 また、風向、風速等の気象要素についても測定を実施するよう努めるものとする。

- 3. 測定地点の数及び選定
- (1) 測定地点数

都道府県は、政令市と協議の上、当該都道府県における望ましい測定地点数の水準を決定するものとする。望ましい測定地点数の水準は、以下のアに規定する全国的視点から必要な測定地点数に、以下のイに規定する地域的視点から必要な測定地点数を加えて算定する。

注)望ましい測定局地点数の水準は、大気汚染による人の健康の保護及び生活環境の保全の見地から定めるものであることから、車道など、人が通常生活していない地域又は場所に配置され、環境基準の達成状況の判断に使用されない測定地点の数は含まないものとする。また、地域全体の大気汚染状況を把握するための数を示すものであ

ることから、以下のような特殊な目的を有する測定地点の数も含まないものとする。

- ・特定発生源による突発的かつ高濃度の汚染の把握
- ・バックグラウンド(非汚染地域)における汚染物質の濃度の把握
- ・健康影響、生態系への影響等の研究を主たる目的とした汚染物質の濃度の把握

ア 全国的視点から必要な測定地点数の算定

① 人口及び可住地面積による算定

大気汚染物質に係る環境基準は、人の健康の保護及び生活環境の保全の見地から設定されたものである。したがって、大気汚染物質の人への曝露の指標となる以下の人口基準及び可住地面積(総面積から林野面積及び湖沼面積を差し引いたもの。)基準で算定された都道府県ごとの測定地点数のうち、数の少ない方を都道府県ごとの基本的な測定地点数とする。

- (a) 人口 75,000 人当たり1つの測定地点を選定する。
- (b) 可住地面積 25km2 当たり1つの測定地点を選定する。

なお、都道府県等を発生源の状況、人口分布、気象条件等に応じて幾つかの地域に 細分化した上で、その地域区分ごとに測定地点数の調整を行うこともできることとす る。

② 環境濃度レベルに対応した測定地点数の調整

都道府県の測定地点のうち、過去3年間程度の間において、環境基準の評価指標で最高値を示した測定地点の当該最高値を以下のように区分し、「高」に該当する測定地点を有する都道府県にあっては①で算定された数を、「中」に該当する測定地点を有する都道府県にあっては①で算定された数の概ね 1/2 の数を、「低」に該当する測定地点を有する都道府県にあっては①で算定された数の概ね 1/3 の数を測定地点数とする。

「高」: 環境基準を未達成又は達成しているが、基準値の7割を超える。

「中」: 環境基準を達成しているが、基準値の3割を超え、かつ、7割以下。

「低」:環境基準を達成し、かつ、基準値の3割以下。

なお、都道府県等を発生源の状況、人口分布、気象条件等に応じて幾つかの地域に 細分化した上で、その地域区分ごとに上記の環境濃度レベルに対応した測定地点数の 調整を行うこともできることとする。

- 注)調整の結果により、測定地点の移設、統廃合又は廃止を行う場合は、測定データの継続性の確保、地域の代表性を考慮した効率的な測定等に留意することとする。
- ③ ダイオキシン類の特性に対応した測定地点数の調整

ダイオキシン類は、長期的な曝露が問題であり、環境基準等が年平均値で設定されているが、年平均値は、日平均値等と比べて、より広範な地域の環境状況を示すものと考えられる。また、ダイオキシン類の排出が主に大気を通じて土壌、水質、底質など他の環境媒体に移行、蓄積するものであり、大気のモニタリングが他の環境媒体の汚染可能性の早期検知に資する。加えて、大気環境中の濃度が環境基準値より大幅に低減している状況から、①及び②で算定された数の概ね 2/5 の数を測定地点数とする。調整を行った結果、測定局数が「1」を下回る数値となった場合は「1」とする。

イ 地域的視点から必要な測定地点数の算定

① 自然的状況の勘案

以下のような地形的な状況や気象的な状況等の地域固有の自然的状況を勘案し、これに対応するために必要となる測定地点数を定める。

(a) 地形的な状況

山地等により他の地域と分断されている地域、谷筋又は河川・湖沼等の近傍で気流が複雑な地域、海岸部で風速が大きい地域等にあっては、他の地域の大気環境と一体性がなく、一方の都市での測定結果で他方の都市の大気の状況を代表させるのは適当ではない。

(b) 気象的な状況

気温、風向、風速、日射量、季節変化等により大気環境に影響を与える。

② 社会的状況の勘案

以下のような大気汚染発生源への対応、住民のニーズへの対応、規制や計画の履行 状況の確認、今後の開発の予定、各種調査研究への活用等の常時監視の社会的有用性を 勘案し、これに対応するために必要となる測定地点数を定める。

(a) 大気汚染発生源への対応

固定発生源に関しては、工場等の分布、規模及び排出口の高さ等の状況並びに近 傍の風向により大気環境に影響を与える。特に、工場が密集している地域等におい ては、事故等の異常発生時に迅速に対処する必要があることに留意する。また、常 時監視の対象物質の測定値から、当該対象物質以外の大気汚染物質の排出動向についても推測ができ、大気汚染物質全般の監視の役割をも果たしている場合がある。

移動発生源に関しては、道路の配置又は変更予定とともに、道路の構造、車種別 交通量、走行速度、沿道状況等により大気環境に影響を与える。

また、中・高層ビルの密集している都市部においては、気流やビルの排熱等が 大気環境に影響を与える。

(b) 住民のニーズへの対応

測定地点の選定について、地域住民との約束や要望等の社会的要請が存在する場合は、十分な合意を得る必要がある。

(c) 規制や計画の履行状況の確認

常時監視は、工場等が自ら行う環境監視体制を補完し、行政が規制の遵守状況を 最終的に確認する手段としての役割をも担っている。また、公害防止計画、港湾計 画等各種計画において、当該計画の進捗状況を確認する手段として常時監視が積極 的に位置づけられている場合がある。

(d) 今後の開発の予定

大規模な開発が予定される場合、事前に大気環境の測定を行う必要がある。

(e) 各種調査研究への活用

これまで蓄積してきた測定地点のデータは、測定地点周辺の健康影響調査における平均曝露量等、研究や科学的データの基礎資料としても活用され、重要な役割を担っている。特に、環境影響評価調査において、測定地点のデータが活用できる場合、過去からの傾向が明らかなことから、予測評価の精度向上が図られる等、調査の効率化や質的向上に貢献している。

③ これまでの経緯の勘案

選定されてから相当の期間を経過し、継続して測定をしてきた測定地点については、 大気環境の経年変化を知る上で重要な意義を有している。また、測定の有用性について 地域住民から高い評価を得ており、測定が地域では所与のものとして受け止められてい る場合も多い。このように、既存の測定地点については、これまでの経緯を十分に勘案 し、必要に応じて、望ましい測定地点数の水準に加算することにより、存続を図ること とする。

(2) 測定地点の選定

(1) の規定により算定された測定地点数は、都道府県ごとの望ましい測定地点の総数を示したものであり、具体的に測定地点をどこに選定するかについては、測定地点数を算定した際の全国的及び地域的視点を踏まえ、各都道府県及び政令市において適切に決定する。測定地点は以下の3つの種類に区分されるが、それぞれの選定についても、以下に記載する点を考慮しつつ、地域の実情に応じて決定することとする。

① 一般環境

一般環境における測定地点は、発生源からのダイオキシン類の排出の直接の影響を受けにくいと考えられる地点について、地域におけるダイオキシン類による 大気汚染の状況の継続的把握が効果的になされるよう選定するものとする。

また、経年変化が把握できるよう、原則として同一地点で継続して監視を実施する ものとする。

② 固定発生源周辺

固定発生源周辺における測定地点については、固定発生源からのダイオキシン類の排出状況、気象条件及び地理的条件を勘案して、ダイオキシン類の濃度が相対的に高くなると考えられる地点を優先的に選定するよう努めるものとする。

また、経年変化が把握できるよう、原則として同一地点で継続して監視を実施するものとする。しかし、それぞれの固定発生源によって、ダイオキシン類の排出状況が異なることが考えられるため、ある地点における測定結果から他の地点における大気汚染の状況を推測することは難しい。このため、より多くの地点においてきめ細かくダイオキシン類の汚染状況を監視する必要性等の観点から、年度ごとに測定地点を変えて監視を実施することは差し支えない。

③ 沿道

沿道における測定地点については、交差点、道路及び道路端付近において、固定 発生源からのダイオキシン類の排出の直接の影響を受けにくいと考えられる地点を 選定するものとする。

また、経年変化が把握できるよう、原則として同一地点で継続して監視を実施するものとする。

(3) 測定地点の見直し

人口、環境濃度レベルの変化等により3.(1)アに規定する全国的視点から必要な測定地点数の算定基礎データが変化した場合又は発生源、道路、交通量の状況等の社会的状況の変化等により3.(1)イに規定する地域的視点から必要な測定地点数の算定基礎データが変化した場合には、適宜、測定地点の数及び選定について再検討を行い、必要に応じて見直しを行うこととする。

(4) 既存の測定局の活用

これまでに設置された一般環境大気測定局及び自動車排出ガス測定局をダイオキシン類の測定地点として活用することは、サンプリングを確実に実行し、また効率的に常時監視体制を整備する上でも有効である。このため、上記(2)に基づき、選定すべき測定地点として適正であるか判断の上、既存の測定局の中から測定地点を選択することは差し支えない。

4. 測定頻度等

長期曝露による健康リスクが懸念されているダイオキシン類の大気汚染状況の常時監視 においては、原則として年平均濃度を求めるものとする。

ダイオキシン類の排出等は、人の社会・経済活動に密接に関係しているため、季節変動、週内変動及び日内変動が認められる。常時監視に当たって、季節変動が適切に平均化されるよう、季節毎に測定を実施することが望ましいが、少なくとも夏期及び冬期に測定を実施するものとする。その際、原則として年度をとおして1週間サンプリング手法により測定することが望ましい。

5. 試料採取口の高さ

サンプリングにおける試料採取口の地上高さは、地上からの土砂の巻上げ等による影響を排除するため、原則として、地上3mから10mの高さにおいて行うものとする。なお、高層集合住宅等地上10m以上の高さにおいて人が多数生活している実態がある地域においては、その実態を勘案し、試料採取口の高さを適切に選定するものとする。

6. 測定方法

測定方法については、「ダイオキシン類に係る大気環境調査マニュアル」(平成13年8月20日環管総第239号、環管大第262号)による。

7. 測定値の取扱い及び評価

(1)評価の対象としない測定値等

ア 測定局が、都市計画法(昭和43年法律第100号)の規定による工業専用地域 (旧都市計画法(大正8年法律第36号)による工業専用地域を含む。)、港湾法 (昭和25年法律第218号)の規定による臨港地区、道路の車道部分その他埋立 地、原野、火山地帯等通常住民が生活しているとは考えられない地域、場所に設置 されている場合の当該測定局における測定値

イ 測定値が、測定機器に起因する等の理由により当該地域の大気汚染状況を正しく反映していないと認められる場合における当該測定値

(2) 年平均値の算出

測定結果を評価する際には、地点ごとに、測定値を算術平均して求めた年平均値を 用いるものとし、環境基準値との比較によってその評価を行うものとする。十分な測 定頻度で測定を実施できなかった場合等は、結果の評価に際し留意する必要がある。

(3) 異常値の取扱い

これまでの測定結果等から判断して、極端に高い若しくは低いと考えられる測定値が得られた場合又は前回の測定値と比較して極端に測定値が変動している場合には、その測定値は異常値である可能性がある。このときは、サンプリング、試料の輸送、前処理、機器分析という一連の作業に問題がないかを確認し、問題がない場合には、

サンプリング時の周囲の状況に通常考えにくい事象等がなかったかを確認するものとする。以上の情報を総合的に勘案して、異常値と考えられる場合には、測定値は欠測とするものとする。

なお、異常値の可能性がある測定値が得られた場合には、可能な限り速やかに再 測定を行うことが望ましい。

8. 精度管理

ダイオキシン類の測定は、サンプリング、試料の輸送、前処理、機器分析といったバッチ処理によって行われることが通常であり、有効な測定を行うため、それぞれの作業及び機器の管理等を適切に実施するものとする。また、作業に係る情報等を記録し、測定が終了した後に精度管理が十分にされているかを記録によって確認できるようにするものとする。

なお、環境省では、ダイオキシン類の環境測定における的確な精度管理を実現するため「ダイオキシン類の環境測定に係る精度管理指針」及び「ダイオキシン類の環境測定を外部に委託する場合の信頼性の確保に関する指針」を定めており、都道府県等における常時監視においても参考とされたい。

9. 結果の報告

法第26条第2項の規定に基づく常時監視の結果の報告については、別途環境省が指定する方法により指定する期日までに行うものとする。